

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 平成28年度北九州市情報公開制度運用状況【総務局文書館】2
- 平成28年度北九州市個人情報保護制度運用状況【総務局文書館】4

◇ 公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】6

北九州市告示第 338 号

北九州市情報公開条例（平成 13 年北九州市条例第 42 号）第 40 条の規定により、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間の情報公開制度の運用状況を次のとおり公表する。

平成 29 年 7 月 24 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 開示請求の状況

実 施 機 関	件 数	処 理 状 況				
		開 示	一部開示	不 開 示	取 下 げ	
市 長	569 (13)	332 (5)	167 (6)	46 (1)	24 (1)	
教育委員会	134	44	62	22	6	
選挙管理委員会	3	1	2	0	0	
人事委員会	4	3	1	0	0	
監査委員	1	1	0	0	0	
東部農業委員会	2	1	0	1	0	
西部農業委員会	0	0	0	0	0	
固定資産評価審査委員会	1	0	0	1	0	
地 方 公 営 企 業 管 理 者	上下水道 局長	39 (2)	33 (2)	4	2	0
	交通局長	3	0	2	1	0
	病院局長	13	2	8	3	0
消 防 長	17	1	14	1	1	
市議会議長	10	1	7	2	0	
公立大学法人 北九州市立大学	2	1	1	0	0	
市 全 体	798 (15)	420 (5)	268 (8)	79 (1)	31 (1)	

注 カッコ内は、任意的公開の申出に係る件数で外数である。

任意的公開の申出とは、北九州市情報公開条例（平成 13 年北九州市条例第 42 号）による改正前の北九州市情報公開条例（平成元年北九州市条例第 22 号）の施行の日前に決裁、供覧その他公的処理を完了した公文書に係る公開の申出をいう。

2 不服申立ての状況

(1) 不服申立ての件数

2件

ア 審査請求の件数

審査庁	件数
市長	2

(2) 不服申立ての処理状況

ア 平成27年度不服申立てに係るもの

5件

諮問庁	処理結果	件数
市長	一部認容	1
	審理中	2
病院局長	一部認容	1
教育委員会	処分妥当	1

イ 平成28年度不服申立てに係るもの

2件

諮問庁	処理結果	件数
市長	審理中	2

北九州市告示第 339 号

北九州市個人情報保護条例（平成 16 年北九州市条例第 51 号）第 64 条の規定により、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間の個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

平成 29 年 7 月 24 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 開示請求の状況

実施機関	件数	処 理 状 況			
		開 示	一部開示	不 開 示	取 下 げ
市長	152 (1)	40	61 (1)	40	11
教育委員会	36 (1)	2	11	21	2 (1)
選挙管理委員会	0	0	0	0	0
人事委員会	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0
東部農業委員会	0	0	0	0	0
西部農業委員会	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0
地方公 営企業 管理者	上下水道 局長	0	0	0	0
	交通局長	0	0	0	0
	病院局長	134 (2)	76	35	15 (2)
消防長	7	1	5	0	1
市議会議長	0	0	0	0	0
公立大学法人 北九州市立大学	0	0	0	0	0
市 全 体	329 (4)	119	112 (1)	76 (2)	22 (1)

注 カッコ内は、任意的開示の申出に係る件数で外数である。

任意的開示の申出とは、平成元年 1 月 1 日前に決裁、供覧その他公的処理が完了した公文書に記録されている自己の個人情報についての開示の申出をいう。

- 2 訂正請求 0件
- 3 利用停止請求 0件
- 4 不服申立ての状況
 - (1) 不服申立ての件数
 - 2件

ア 審査請求の件数

審査庁	件数
教育委員会	2

(2) 不服申立ての処理状況

- ア 平成27年度不服申立てに係るもの
10件

諮問庁	処理結果	件数
市長	処分妥当	3
	一部認容	1
	取下げ	2
病院局長	処分妥当	1
	一部認容	1
教育委員会	処分妥当	2

- イ 平成28年度不服申立てに係るもの
2件

諮問庁	処理結果	件数
教育委員会	審理中	2

北九州市公告第517号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成29年7月24日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

- (1) 特定役務の名称 総合医療・福祉情報システム導入業務
- (2) 履行の内容等 入札仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から平成30年11月30日まで
- (4) 履行場所 北九州市小倉南区春ヶ丘10番2号
北九州市立総合療育センター
北九州市八幡西区若葉一丁目8番1号
北九州市立総合療育センター西部分所
- (5) 入札方法 落札者の決定は、総合評価競争方式をもって行うので、提案に係る性能、機能、技術等に関する書類及び入札書（以下「総合評価のための書類」という。）を提出すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格申請書の提出期限

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載

されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成29年8月14日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格申請を行わなければならない。

4 総合評価のための書類の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市保健福祉局障害福祉部障害者支援課

イ 日時 公告の日から平成29年9月11日まで（日曜日等を除く。）

の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札関係資料の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成29年8月14日までに競争参加の申出書を北九州市保健福祉局障害福祉部障害者支援課に提出しなければならない。

(4) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第六入札室

イ 日時 平成29年8月28日午後2時

(5) 郵送による場合の総合評価のための書類受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成29年9月11日午前10時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第六入札室

イ 日時 平成29年9月11日午後2時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 入札仕様書記載の入札者に要求される義務を履行しなかった者がした入札
- エ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

- ア 総合医療・福祉情報システムの調達に係る総合評価競争方式審査検討会設置要綱第7条に定めるとおり、入札及び開札にて入札者に総合評価のための書類をもって申し込みをさせ総合評価を行い、総合評価の方法によって得られた総合評価点数の最も高いものを落札者とする。
- イ 総合評価の方法は、加算方式とする。
- ウ アにかかわらず、北九州市業務委託低入札価格調査試行実施要領（平成15年6月1日施行）3の規定により定められた調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、当該価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて調査を行うため、落札者の決定を保留する。
- エ ウに該当する調査基準価格を下回る入札を行った者は、調査に協力しなければならない。
- オ 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者は、評価値の最も高い者であっても、必ずしも落札者とならない。
- カ アにかかわらず、落札者となるべきものと契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札をした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
- キ 詳しくは入札説明書による。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市保健福祉局障害福祉部障害者支援課

〒803-8501 北九州市小倉北区内1番1号

電話 093-582-2424

6 Summary

- (1) Project to develop a management system for
Comprehensive health and welfare information
- (2) Deadline of Tender (in Person)
2:00p.m. September 11, 2017
- (3) Deadline of Tender (by mail)
10:00a.m. September 11, 2017
- (4) For further information, please contact:
Disability Support Division,
Public Health and Welfare Bureau,
City of Kitakyushu